



市政記者クラブ加盟社 各位

職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分を行ったのでお知らせします。

記

セクシュアルハラスメントに対する処分

- 1 処分年月日
令和 7 年 2 月 26 日
- 2 処分内容
停職 6 月（地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当）
- 3 職員の所属部局・職位等
教育委員会事務局 主事級（38 歳）男性
- 4 事案の概要
被処分者は、令和 6 年 11 月に行われた職場の飲み会において、職員に対し、身体への接触など、セクシュアルハラスメント行為を行った。
- 5 管理監督者の処分
被処分者を管理監督する立場にあった職員に対し、次のとおり処分を行った。
 - ア 処分年月日
令和 7 年 2 月 26 日
 - イ 処分内容及び所属部局等
口頭厳重注意 教育委員会事務局課長級（50 代）
- 6 退職の承認
当該職員から退職の申出があり、2 月 26 日付けで退職とした。

【問い合わせ先】

盛岡市教育委員会事務局総務課
担当：課長 齋藤 美希
TEL：639-9043